

# 賛助会員入会申込書

一般社団法人白山青年会議所

理事長 西川 晋平 殿

一般社団法人白山青年会議所の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申し込みを致します。

<賛助会員種別>

法人            その他団体            個人

<年会費>

○個人・法人・その他団体：            □ × 10,000円 =

【会員期間】 会費を納入された年度の12月末日まで

【賛助会員の義務及び特典】

- (1) 賛助会員は会費を納入する義務があります。
- (2) 特典
  - ① (一社) 白山青年会議所が発信する情報の優先配布を受けることができます。
  - ② (一社) 白山青年会議所のホームページに賛助会員として法人名または個人名が記載されます。
  - ③ (一社) 白山青年会議所が開催する事業へ優先的に参加することができます。
  - ④ (一社) 白山青年会議所が発行する会員手帳に賛助会員として記載されます。

令和      年      月      日

住 所

入会者名 \_\_\_\_\_ 印

※法人・団体の場合は法人印をお願いします。

※会員期間中の11月末日までに退会の申し出のないときには自動更新されたものとみなします。

# 反社会的勢力でないこと等に関する誓約書

私は、一般社団法人白山青年会議所における賛助会員を申し込むにあたり、下記の事項について厳守することを誓約します。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

## 記

1 私は、暴力団及び暴力団員等でなく、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。ここで、上記用語を次のとおり定義する。

・暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律 第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

・暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

暴力団：平成4年3月1日施行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）第2条第1項第2号で暴力団を、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を暴力団と定義する。

2 暴力団との関係等を調査するため、当該誓約書等が関係機関に提供されることに同意します。

3 2の照会で確認された情報は、今後、当会議所との契約等における身分確認に利用することに同意します。

令和 年 月 日

住 所

入会者名

印